

平成31年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 8 号	宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市火災予防条例	1
議案第 9 号	宇治市産業会館条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市産業会館条例	2
議案第 10 号	宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市男女共同参画支援センター条例	3
議案第 11 号	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	5

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 1 2 号	宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市道路占用料条例	6
議案第 1 3 号	宇治市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市準用河川占用料条例	1 1
議案第 1 4 号	宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水路使用料条例	1 4
議案第 1 6 号	宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業給水条例	1 7
議案第 1 7 号	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	2 0

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第18号	宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市公共下水道使用料条例	21
議案第19号	宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例	22
議案第20号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	23
議案第21号	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例	25

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第15条 略 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。 2 略 第17条～第50条 略</p>	<p>第1条～第15条 略 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格</u>に適合するものとしなければならない。 2 略 第17条～第50条 略</p>

宇治市産業会館条例新旧対照表

現行							改正案						
別表(第6条関係)							別表(第6条関係)						
区分 室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	区分 室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
産業情報コーナー・多目的ホール	略						産業情報コーナー・多目的ホール	略					
会議室	3,500円	4,620円	5,620円	7,300円	9,210円	10,990円	第一研修室	3,370円	4,500円	5,370円	7,080円	8,880円	10,590円
第一研修室	3,370円	4,500円	5,370円	7,080円	8,880円	10,590円							
第二研修室・茶室	略						第二研修室・茶室	略					
備考 略							備考 略						

宇治市男女共同参画支援センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (<u>使用料及び駐車料金</u>)</p> <p>第6条 第3条第1項の規定により会議室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表第1</u>に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>センターの自動車駐車場を使用する者は、別表第2に定める額の使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。</u></p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、本市の執行機関が事務のために使用する場合の使用料及び駐車料金は、無料とする。 (<u>使用料及び駐車料金の返還</u>)</p> <p>第7条 既納の使用料及び駐車料金は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、<u>使用料及び駐車料金の全部又は一部を返還</u>することができる。</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>別表第1(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">略</div> <p>備考 略</p> <p>別表第2(第6条関係)</p>	<p>第1条～第5条 略 (<u>使用料</u>)</p> <p>第6条 第3条第1項の規定により会議室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項_____の規定にかかわらず、本市の執行機関が事務のために使用する場合の使用料_____は、無料とする。 (<u>使用料_____の返還</u>)</p> <p>第7条 既納の使用料_____は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、<u>使用料_____の全部又は一部を返還</u>することができる。</p> <p>第8条～第12条 略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center;">略</div> <p>備考 略</p>

宇治市男女共同参画支援センター条例新旧対照表

現行		改正案
区分	駐車料金	
普通自動車	30分間以上の駐車について、駐車を開始から30分間までごとに1台100円	
備考 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する普通自動車をいう。		

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 略 (技術管理者の資格)</p> <p>第23条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法による短期大学又は _____高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後 _____,4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法による短期大学又は _____高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後 _____,5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第24条 略</p>	<p>第1条～第22条 略 (技術管理者の資格)</p> <p>第23条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第24条 略</p>

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行					改正案				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占用物件		区別	単位	単価	占用の区分		区別	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類	年額	1本	円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類	年額	1本	3,500円
				3,040		共架電力線		1本	2,800円
	共架電力線		1本	2,320		街灯添架電柱		1本	2,400円
	街灯添架電柱		1本	2,110		電話柱及びその支柱類		1本	2,000円
	電話柱及びその支柱類		1本	2,060		共架電話線		1本	1,500円
	共架電話線		1本	1,270		街灯添架電話柱		1本	1,400円
	街灯添架電話柱		1本	1,440		その他の柱類		1本	320円
	その他の柱類		1本	340		共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	20円
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	20		地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	18円
	地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	20		路上に設ける変圧器		1個	2,000円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	2,760		地下に設ける変圧器		1平方メートル	1,200円
	PHS無線基地局		1個	1,380		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	3,300円
	広告塔		1平方メートル	6,670		郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	1,700円
	その他のもの		1平方メートル	2,200		無線基地局		1個	1,700円
				広告塔		1平方メートル	6,000円		

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案					
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下電らん、水道管、ガス管その他これらに類するもの	年額	外径又は幅が0.1メートル未満のもの 1メートル	220	法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの 地下電らん、水道管、ガス管その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	2,600円
			外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 1メートル	240				1メートル	140円
			外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 1メートル	240				1メートル	200円
			外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 1メートル	320				1メートル	220円
			外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 1メートル	320				1メートル	290円
			外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートル	660			1メートル	450円	
			外径又は幅が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの 1メートル	660			1メートル	590円	
			外径又は幅が0.5メートル以上0.6メートル未満のもの 1メートル	660			1メートル	590円	
			外径又は幅が0.6メートル以上0.7メートル未満のもの 1メートル	660			1メートル	590円	
			外径又は幅が0.7メートル以上0.8メートル未満のもの 1メートル	660			1メートル	590円	
			外径又は幅が0.8メートル以上0.9メートル未満のもの 1メートル	660			1メートル	590円	
			外径又は幅が0.9メートル以上1メートル未満のもの 1メートル	660			1メートル	590円	
			外径又は幅が1メートル以上1.1メートル未満のもの 1メートル	1,560			1メートル	980円	

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行					改正案				
			メートル未満のもの 1メートル				トル未満のもの		
			外径又は幅が1メートル以上のもの 1メートル	2,400			外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
							外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,200	法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,600円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,110	法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街、地下室並びに上空及び地下に設ける施設	年額	1平方メートル	3,340	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街、地下室並びに上空及び地下に設ける施設	年額	1平方メートル	3,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店及び商品置場	月額	1平方メートル	640	法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類する施設	月額	1平方メートル	580円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	標識	年額	1本	1,380	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板	年額	1平方メートル	6,000円
	看板	年額	1平方メートル	6,670		標識	年額	1本	1,700円
	アーチ類	月額	1基	6,670		旗ざお	月額	1本	580円
	旗ざお	月額	1本	640					
	幕	月額	1平方メートル	640					

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備	月額	1平方メートル	640	下「令」とい	月額	1平方メートル	580円
及び風力発電設備、同条第4号に掲げる				う。)第7条第1	年額	1基	6,000円
工事用施設並びに同条第5号に掲げる				号に掲げる物			
工事用材料				件			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び	月額	1平方メートル	230	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及	月額	1平方メートル	580円
同条第7号に掲げる施設				び風力発電設備、同条第4号に掲げる工事			
令第7条第9号に掲げる施設	年額	1平方メートル	2,760	用施設並びに同条第5号に掲げる工事用			
				材料			
				令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同	月額	1平方メートル	280円
				条第7号に掲げる施設			
				令第7条第9号に掲げる施設	年額	1平方メートル	3,300円
備考				備考			
1 占用目的が類別単位に満たないものは、1単位に切り上げる。				1 占用の面積(広告塔及び看板にあつては、表示の面積。以下同じ。)			
2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。				若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。			
3 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。				2 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。			

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>3 <u>月額</u>の占用料を算定する場合において、<u>占用の期間が1月未満であるとき、又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</u></p>

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行				改正案					
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)					
占用の区分			単位	占用の区分			単位	占用料	
流水の占用			1立方メートル 毎秒	6,670円	流水の占用	鉦工業の用に供するもの	1リットル毎秒	5,000円	
土地の占用	水道管、	外径又は幅が0.1メートル未 満のもの	1メートル	220円	土地の 占用	その他の用に供するもの	1リットル毎秒	1,200円	
	ガス管	外径又は幅が0.1メートル以 上0.15メートル未満のもの	1メートル	240円		土地の 占用	水道管、	外径又は幅が0.07メートル 未満のもの	1メートル
	その他 これら に類す るもの	外径又は幅が0.15メートル以 上0.2メートル未満のもの	1メートル	320円	土地の 占用	ガス管そ の他これ らに類す るもの	外径又は幅が0.07メートル 以上0.1メートル未満のもの	1メートル	200円
		外径又は幅が0.2メートル以 上0.4メートル未満のもの	1メートル	660円			外径又は幅が0.1メートル以 上0.15メートル未満のもの	1メートル	220円
		外径又は幅が0.4メートル以 上1メートル未満のもの	1メートル	1,560円			外径又は幅が0.15メートル 以上0.2メートル未満のもの	1メートル	290円
		外径又は幅が1メートル以上 のもの	1メートル	2,400円			外径又は幅が0.2メートル以 上0.3メートル未満のもの	1メートル	450円
	作業場、材料置場その他これらに類す るもの		1平方メートル	640円			外径又は幅が0.3メートル以 上0.4メートル未満のもの	1メートル	590円
	橋りょうその他これらに類するもの		1平方メートル	2,300円			外径又は幅が0.4メートル以 上0.7メートル未満のもの	1メートル	980円
	電柱及びその他支柱類		1本	3,040円			外径又は幅が0.7メートル以 上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
	街灯添架電柱		1本	2,110円					

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行			改正案		
電話柱及びその他支柱類	1本	2,060円	外径又は幅が1メートル以上1メートル のもの		2,400円
街灯添架電話柱	1本	1,440円	作業場、材料置場その他これらに類す るもの	1平方メートル	580円
公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,150円	橋りょうその他これに類するもの	1平方メートル	2,100円
			電柱及びその他支柱類	1本	3,500円
			街灯添架電柱	1本	2,400円
			電話柱及びその他支柱類	1本	2,000円
			街灯添架電話柱	1本	1,400円
			公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円
備考			備考		
1 略			1 略		
2 占用の水量、面積又は長さに1立方メートル____、1平方メートル 又は1メートルに満たない _____ 端数があるときは、それぞれ1立方メートル、1平方メートル又は1 メートルとみなす。			2 占用の水量、面積若しくは長さが1リットル毎秒、1平方メートル 若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の水量、面積若しく は長さに1リットル毎秒、1平方メートル若しくは1メートル未満の 端数があるときは、これらを1リットル毎秒、1平方メートル又は1 メートルとみなす。		
3 略			3 略		
4 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満で あるとき又は 占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り			4 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満で あるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り		

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>による。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額 of 占用料を算定する場合において、占用の期間が1月未満であるとき <u>又は</u> 占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p>	<p>による。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額 of 占用料を算定する場合において、占用の期間が1月未満であるとき、 <u>又は</u> 占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p>

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行				改正案					
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)					
使用区分	区別	単位	単価	使用の区分	単位	使用料			
水道管、ガス管その他これらに類するもの	年額	外径又は幅が0.1メートル未満のもの 1メートル	円 220	水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径又は幅が0.07メートル未満のもの 1メートル	140円			
		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 1メートル	240		外径又は幅が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 1メートル	200円			
		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 1メートル	320		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 1メートル	220円			
		外径又は幅が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 1メートル	660		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 1メートル	290円			
		外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートル	1,560		外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 1メートル	450円			
		外径又は幅が1メートル以上のもの 1メートル	2,400		外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 1メートル	590円			
		露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	月額		1平方メートル	640	外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1メートル	980円	
		通路用橋	年額		1平方メートル	2,300	外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1メートル	1,400円	
電柱及びその支柱類	年額	1本	3,040	外径又は幅が1メートル以上のもの 1メートル	2,400円				
				露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円			

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行				改正案			
街灯添架電柱	年額	1本	2,110	るもの			
電話柱及びその支柱類	年額	1本	2,060	通路用橋	1平方メートル	2,100円	
街灯添架電話柱	年額	1本	1,440	電柱及びその支柱類	1本	3,500円	
公園、広場その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	1,150	街灯添架電柱	1本	2,400円	
				電話柱及びその支柱類	1本	2,000円	
				街灯添架電話柱	1本	1,400円	
				公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円	
備考				備考			
<p>1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定に準じて徴収する。</p> <p>2 使用目的が類別単位に満たないものは、1単位に切り上げる。</p> <p>3 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</p> <p>4 使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</p>				<p>1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定を準用する。</p> <p>2 使用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は使用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。</p> <p>3 使用料は、年額とする。ただし、露店、商品置場、材料置場その他これらに類するものに係る使用料は、月額とする。</p> <p>4 年額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1年未満であるとき、又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1月未満で</p>			

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行	改正案
	<u>あるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</u>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案		
<p>第1条～第9条 略 (加入金)</p> <p>第10条 給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径を増径する場合に限る。以下同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の加入金を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="277 691 1106 754"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>第11条～第24条 略 (料金)</p> <p>第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第26条～第42条 略 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p>	略	<p>第1条～第9条 略 (加入金)</p> <p>第10条 給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径を増径する場合に限る。以下同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額_____の加入金を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1176 691 2004 754"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>第11条～第24条 略 (料金)</p> <p>第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第26条～第42条 略 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p>	略
略			
略			

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第1条の2 略 (経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 下水道事業の排水区域面積は、<u>2,430ヘクタール</u>とする。</p> <p>6 下水道事業の排水区域人口は、<u>178,800人</u>とする。</p> <p>第3条～第6条 略</p>	<p>第1条・第1条の2 略 (経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 下水道事業の排水区域面積は、<u>2,427ヘクタール</u>とする。</p> <p>6 下水道事業の排水区域人口は、<u>179,140人</u>とする。</p> <p>第3条～第6条 略</p>

宇治市公共下水道使用料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (使用料の額)</p> <p>第6条 使用料の額は、1使用月において、使用者が排出した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>第7条～第14条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (使用料の額)</p> <p>第6条 使用料の額は、1使用月において、使用者が排出した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>第7条～第14条 略</p>

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 略</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%とする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還 _____ とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 略</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除 _____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 略</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>580,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第22条 略 (保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>275,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と</p>	<p>第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第22条 略 (保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>280,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>500,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第23条の2～第32条 略</p>	<p>区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>510,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第23条の2～第32条 略</p>

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行								改正案											
別表(第3条関係)								別表(第3条関係)											
園児の属する世帯の階層区分		保育料						園児の属する世帯の階層区分		保育料									
		4歳児			5歳児					3歳児			4歳児			5歳児			
		基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	基準額	2人目適用額	3人目以降適用額			基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	
A	生活保護法階(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	A	生活保護法階(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税の階所得割が非課税となる世帯(A階層に属する世帯を除く。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	B	市町村民税の階所得割が非課税となる世帯(A階層に属する世帯を除く。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	市町村民税の階所得割	4,500円	2,250円	0円	4,500円	2,250円	0円	C	市町村民税の階所得割	4,500円	2,250円	0円	4,500円	2,250円	0円	4,500円	2,250円	0円	

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行								改正案													
所得割が課税される世帯(A階層に属する世帯を除く。)	の課税額が49,000円以下である世帯							所得割が課税される世帯(A階層に属する世帯を除く。)	の課税額が49,000円以下である世帯												
	C市町村	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	C市町村	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	
	2 民税の所得割の課税額が49,001円以上77,100円以下である世帯							2 民税の所得割の課税額が49,001円以上77,100円以下である世帯													
C市町村	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	C市町村	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円
3 民税の所得割の課税							3 民税の所得割の課税														

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行							改正案														
			額が77,101円以上21,200円以下である世帯																		
			C市町村	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円												
			4 民税の所得割の課税額が21,201円以上である世帯																		
備考 略							備考 略														